

平成30年7月豪雨により、市内各地で家屋の全壊・半壊・損傷、道路や河川の崩壊、農作物の被害など広範囲にわたり甚大な被害が出ております。支援に関するお知らせや情報を掲載していますので、ご活用ください。

1 被災証明書・罹災（りさい）証明書の発行

○被災証明書（被災した事実の証明）

※手数料無料

主な使用目的	保険手続き、融資請求 等
持参物	認め印、被災状況の分かる写真
担当	危機管理課 TEL:63-0951

○罹災証明書（住家等の被災の程度の証明）

主な使用目的	NHK受信料の免除 (http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo_h300709_typhoon.html) 等
持参物	本人確認書類、代理人の場合は委任状
担当	税務課 TEL: 63-1203

2 住宅支援（家賃無償）

○地域振興住宅への入居

自宅が損壊を受けた方、立ち入り禁止区域に自宅のある方、孤立集落内に自宅のある方など、自宅への帰宅が困難な方は、西町地域振興住宅に一定期間入居できます。詳しいことや申請をされたい方はお問い合わせください。

建物名	西町地域振興住宅
場所	西町四丁目2番20号
間取り	3DK(4帖半、6帖×2)
構造	鉄筋コンクリート造5階建て(エレベーター無)
受付場所	都市建設課
担当	都市建設課建築住宅係 TEL:63-1120

○高知県所有公営住宅等への入居

被災された方を受け入れるための、高知県が所有する公営住宅等の情報が、高知県のホームページに掲載されています。詳しいことや申請をされたい方はお問い合わせください。

対象物件	高知県営住宅(平田町) 高知県教職員住宅(与市明・山奈町山田) 高知県職住宅(貝塚) 等
県HP (詳細記載)	「平成30年7月豪雨被災者に係る公営住宅等の空き室情報および使用手続」 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/2018071200128.html
担当	都市建設課建築住宅係 TEL:63-1120

3 農業

○平成30年度経営所得安定対策等交付金

交付金を受けられている方で、「営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票」について、提出時の内容から変更がある場合はご連絡ください。

災害により被害を受けた場合は、被害状況の分かる写真を撮っておいてください。理由書の添付資料として、被害状況が分かる写真の提出を求められる場合があります。

また、変更があった方で、変更連絡がなかった場合は、交付金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

担当	産業振興課農業振興係 TEL:63-1117
----	------------------------

最新情報については各担当までお問い合わせください。
【問い合わせ受付:8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)】

4 税金・保険料の減免など

○市税等の納期限の延長

税目	納期	延長前の納期限	延長後の納期限
固定資産税	第2期分	平成30年 7月31日(火)	平成30年 8月31日(金)
国民健康保険税	第1期分 (普通 徴収分)		
介護保険料			
後期高齢者医療保険料			

延長後の納期限について、被災状況等により個別に延長できる場合があります。

○市税等の減免

対象となる額	平成30年度分のうち災害を受けた日以後の納期に係る額
減免割合	8分の1～全額(被害状況等によって決定します)
対象	<p>○固定資産税／介護保険料／後期高齢者医療保険料 住宅等に損害を受けた場合、減免できる場合があります。</p> <p>○市・県民税 住宅等または事業収入等の損害金額(保険金等で補てんされる金額を除く)が10分の3以上で、平成29年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合、減免できる場合があります。</p> <p>○国民健康保険税 住宅等に損害を受けた場合、または、住宅等または事業収入等の損害金額(保険金等で補てんされる金額を除く)が被災した時点の価額の10分の3以上で、平成29年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合、減免できる場合があります。</p>
申請方法	被害状況や損害金額などがわかるもの、認め印 を持参

○納付相談

被災したことにより収入が著しく減少するなど、納付が困難となった場合、市税等の減免ができる場合があります。その他、諸事情により納期限内に納めることができないなど、お困りの方はご相談ください。

○国民年金保険料の減免

被災によって国民年金保険料の納付が困難であるときは、災害による特例免除を受けられる場合があります。

【市税等・国民年金保険料に関する問い合わせ先】

問い合わせ先一覧		
固定資産税	税務課固定資産税係	TEL 63-1203
市・県民税	税務課住民税係	TEL 63-1204
国民健康保険税		
税金納付相談	税務課収税係	TEL 63-1115
後期高齢者医療保険料	市民課保険係	TEL 63-1112
介護保険料	長寿政策課介護保険係	TEL 63-9112
国民年金保険料	市民課年金係	TEL 63-1112
	幡多年金事務所	TEL 0880-34-1616

最新情報については各担当までお問い合わせください。

【問い合わせ受付: 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)】

○医療・介護サービスの一部負担金・利用料の猶予・免除

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者の方は次の①～⑤のいずれかに該当する場合、医療機関・介護サービス事業所等の窓口でその旨をお伝えいただくと、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。※平成30年12月末まで期間を延長しました

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※医療機関等や介護サービス事業所等の窓口でお伝えいただいた内容について、保険者が確認を行うことがあります。

※既に支払いを行った場合も領収書を添付して下記担当に還付申請していただくと、後日お返しします。

※入院時・施設入所時等の食費・居住費等は免除になりません。

※県外の医療機関・介護サービス事業所等でも、支払いは不要です。

※免除は、災害時に遡って適用になります。

※平成31年1月以降は、「保険証」と「免除証明書」の両方を医療機関等で提示することで免除を受けることが出来ます。免除証明書については、あらかじめ下記担当に免除申請してください。

担 当	国民健康保険・後期高齢者医療制度 市民課保険係 TEL:63-1112 介護保険 長寿政策課 TEL:63-9112
-----	---

5 福祉・健康

○保育料の減免

お住まいの家屋が床上浸水や半壊、全壊などの損害を受けた方の保育料を減免します。

担 当	福祉事務所子育て支援室保育係 TEL:63-1114
-----	----------------------------

○生活福祉資金貸付制度

・緊急小口資金

災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、小口資金の貸付を行います。

※平成30年12月28日(金)をもって終了いたしました。

貸付対象	被災世帯
貸付額	10万円以内(特別な場合は20万円以内)
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期間	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要
担 当	(福)宿毛市社会福祉協議会 TEL:65-7665

・災害援護資金

災害により被災された世帯主の方に対して、生活の立て直しに資するため、資金の貸付を行います。

貸付対象	世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1以上の損害、住居の全壊・半壊等(所得制限有)
貸付額	最高350万円(被害状況により上限額が変動)
据置期間	貸付の日から3年以内
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦または半年賦
貸付利子	年3%(据置期間中は無利子)
連帯保証人	必要(1名)
担 当	福祉事務所社会福祉係 TEL:63-1114

最新情報については各担当までお問い合わせください。
【問い合わせ受付:8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)】

○児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の特例

被災した母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の方に対して、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の特例措置が適用される場合があります。

担 当	福祉事務所子育て支援室子育て推進係 TEL:63-1114
-----	-------------------------------

○「こころ」と「からだ」健康面に関する相談

豪雨災害後、健康面について心配のある方はご相談ください。

担 当	健康推進課健康指導係 TEL:63-1113
-----	------------------------

6 その他

○特定非常災害特別措置法

平成30年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されることにより、次の措置が講じられます。

- 運転免許のような許認可等の存続期間(有効期間)が延長されます。
- 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。(処分や刑罰は受けません)
- 法人に係る破産手続き開始の決定が留保されます。
- 相続放棄等の熟慮期間が延長されます。
- 民事調停の申立手数料が免除されます。

※具体的な有効期間等の詳細については、国HPで確認またはお問い合わせください。

国HP	http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kin_kyu02_000283.html
担 当	法テラス・サポートダイヤル TEL:0570-078374 ※IP電話からはTEL:03-6745-5600 (受付時間)平日9時~21時 土曜9時~17時

○無料法律相談の実施について

対 象	6月28日以降に宿毛市に自宅や営業所があった方(法人除く)
相談内容	生活再建に必要な民事に関する法律問題全般(刑事事件は対象外) ※ただし、同じ内容での相談は3回まで
担 当	日本司法支援センター法テラス高知地方事務所 TEL:050-3383-5577 (受付時間)平日9時~17時 土日祝・休

○はなちゃんバスの運行経路変更

土砂崩れ等の影響により「藻津線」の路線で運行経路を変更して運行しています。詳しい内容については宿毛市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

市HP	http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/2682.html
担 当	企画課 TEL:63-1118

○災害被害を受けた写真、手紙などの相談窓口

写真や手紙、道具など大切に保管してきたご家族の思い出が、浸水や土砂の被害で処置に苦慮する状態でしたら、ご相談ください。ご自宅に伺い、一旦引き取り、できる限り元の姿に修復したり、画像化など記録保存したり、様々な方法で大切な思い出を今後も残せるように最善を尽くします。ただし、一度の受け入れ数には限りがあります。

受付方法	電話 ※一度ご連絡ください。
預り期間	1週間~1か月程度 ※状態や件数により、お時間をいただく場合があります。
費 用	無料 ※歴史館で無料でできる範囲の修復になります。 それ以上の修復を希望される場合は、業者を紹介します。
対象物	家族写真、風景写真、手紙、古文書、美術工芸品、図書類、民具、古いふすま、標本、仏像、家屋や土蔵の解体時の家財道具 等
担 当	宿毛歴史館 TEL:63-5496 (受付:開館日の8:30~17:15)

最新情報については各担当までお問い合わせください。
【問い合わせ受付:8時30分~17時15分(土・日・祝日を除く)】

○災害義援金口座の開設について

義援金の募集は10月31日をもって終了いたしました。
皆様のあたたかいご支援、ありがとうございました。



宿毛市公式ホームページ
<http://www.city.sukumo.kochi.jp>

宿毛市役所 電話番号表

担当する課がわからないときは……

Tel : 63-1111 (代表番号) Fax : 63-6370

	【本庁舎】		【庁舎外】	
	名称	電話番号	名称	電話番号
1階	会計課	63-1132	学校教育課	63-1102
	市民課	63-1112	環境課	63-1697
	長寿政策課	63-9112	清掃公社	63-1833
	健康推進課	63-1113	水道課	63-3552
	福祉事務所	63-1114	生涯学習課	63-3394
	税務課	63-1115	学校給食センター	63-1194
	選挙管理委員会	63-1111	総合運動公園	66-1467
	監査委員事務局		消防署	63-3111
2階	企画課	63-1118	小筑紫支所	67-0001
	総務課	63-0948	東部支所	66-0001
	危機管理課	63-0951	沖の島支所	69-1001
	土木課	63-1126	手代岡隣保館・児童館	66-0756
	都市建設課	63-1120	貝礎隣保館・児童館	66-0614
	商工観光課	63-1119	正和隣保館・児童館	63-2254
	産業振興課	63-1117	沖の島診療所	69-1330
	県地域づくり支援課	63-2057	宿毛文教センター	63-2618
	農業委員会	63-1101	中央公民館	63-1319
3階	議会事務局	63-2907	宿毛歴史館	63-5496
	人権推進課	62-0225	坂本図書館	63-2654
			子育て支援センター	63-2457
			青少年育成センター	63-4197

※市外局番は、各電話番号の前に「0880」をつけてください。

最新情報については各担当までお問い合わせください。

【問い合わせ受付: 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)】